

要 望 書

平成25年7月

公益社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I	平成25年度定時総会における決議	1
II	要望事項	
第1.	廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望	2
1.	財政措置について	
2.	交付金の交付率の引き上げについて	
3.	交付要件の緩和・交付対象事業の拡大について	
4.	廃止した焼却施設の解体工事に係る財政支援について	
5.	災害対応も念頭においた強靱な一般廃棄物処理システムの確保にむけた財政的な支援	
6.	災害等廃棄物処理事業について	
7.	生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備の促進について	
8.	灰溶融固化設備について	
9.	し尿処理施設整備について	
10.	一般廃棄物最終処分場の維持管理及び廃止に対する財政的・技術的支援について	
11.	財政支援制度について	
第2.	リサイクル関連法の推進に関する要望	7
1.	容器包装廃棄物の3Rの円滑な推進について	
2.	家電リサイクルの円滑な推進について	
3.	食品リサイクルの推進について	
4.	廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について	
第3.	適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	16
1.	法整備の推進について	
2.	追加指定について	
3.	処理ルートの構築について	

4. 廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について
5. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について
6. カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライターの適正処理について
7. 石綿含有家庭用品の適正処理について
8. 水銀廃棄物の適正処理の推進について
9. 廃石膏ボードのリサイクルルートの整備について
10. 事業所から排出される紙おむつ等について
11. 一般廃棄物となる建材等について
12. 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望 ----- 19

1. 熔融スラグの利用促進について
2. ガラス性廃棄物（食器、鏡等）のリサイクルについて
3. 一般廃棄物処理業の優良事業者制度について
4. 一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理について
5. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について
6. 一般廃棄物の再生処理に関する通知等の事務手続きについて
7. 手数料徴収事務の円滑な推進について
8. 安定型産業廃棄物の最終処分場について
9. 不法投棄された産業廃棄物の回収に係る財政支援について
10. 外部の民間事業者等への焼却灰の委託処理について
11. 再生可能エネルギー法について
12. R P S 法廃止に伴う経過措置について
13. し尿と下水道との共同処理について
14. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について
15. 国による広域的な最終処分場の確保について
16. 業者一覧の作成について
17. 廃棄物処理施設積算基準等について
18. 熱回収の状況についてのデータ等の公表について
19. 漂流・漂着・海底ごみについて
20. バイオディーゼル燃料（B D F）の使用に係る軽油引取税の優遇措置について

(東日本大震災関連)

21. 最終処分場における埋立方法について
22. 指定廃棄物の処理について
23. 汚染レベルの低い一般廃棄物の中間所蔵施設への受入について
24. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について
25. 東京電力原子力発電所事故に係る賠償について
26. 事故由来放射性物質のモニタリングに係る財政措置について
27. 放射性物質を含む資源物（金属類等）の引き取りについて
28. 災害廃棄物の不燃物に係る処理について
29. 農林業系副産物（牧草、稲わら、ほだ木等）に係る処理体制について
30. ごみ処理の広域化について
31. 焼却灰の処理費用の損害賠償について

I 平成 25 年度 定時総会における決議

私たちの生活基盤である地球環境は、廃棄物問題など極めて厳しい状況に置かれている。国においては、環境基本法に基づく第四次環境基本計画が策定され、また、第三次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理施設整備計画において、政策領域の統合や有用資源の高度なリサイクル、社会環境等の変化を踏まえた施設整備の在り方など、質に着目した持続可能な社会づくりに向けた方針が目指されているところである。

さらに、本年は、有用金属のリサイクルを促進するための新たな仕組みとして、使用済小型電子機器等資源化法が施行され、環境の保全と資源の有効利用に向けた取り組みが 4 月にスタートするとともに、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法の見直しに向けた所要の取り組みが進められているところである。

このような状況の下、我々公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

また、市区町村等においては、依然として厳しい財政状況で推移している中で、創意工夫を凝らし廃棄物行政の効率的な管理運営を進め、地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担ってきている。しかし、環境問題等への社会的要請の高まりと共に 3 R の一層の推進に向けた取組みが求められるなど、その対応に苦慮しているところである。

国においては、地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

平成 25 年 5 月 22 日

公益社団法人全国都市清掃会議

II 要望事項

第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

廃棄物処理施設の整備には多額の費用を要し、各市区町村にとって大きな財政負担となっている。ついては、循環型社会形成推進交付金制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 財政措置について

(1) 安定的、長期的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中、交付金収入を財源として算入した財政計画を策定したうえで、計画的に事業を実施している。仮に見込んだ交付金が得られない場合には事業を実施できなくなる恐れもあり、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。

ついては、複数年度にわたり地域計画に計上された交付対象事業費については事業完了までの間、国において確実に財政措置を講じること

(2) 本来の交付額の確保

市町村における廃棄物処理施設は重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、循環型社会形成推進交付金を充当財源とし財政計画に基づき事業を進めているが、近年は、循環型社会形成推進交付金の内示に関して、自治体の要望を大きく下回ることや、事業着手後においても減額されるなど、厳しい状況が続いている。

ついては、施設整備事業が計画的に実施できるよう、要望に見合う交付金を満額確保できるよう財政措置を講じること。

なお、国土交通省所管の北海道開発予算として計上される循環型社会形成推進交付金は、前年度予算をベースとしたシーリングが設けられているため、事業の増減に対応できない状況となっているが、予算が計上される省庁によって、計上される交付金間で内示状況に大きな差が生じないように、要望に応じた柔軟な運用を行うこと

また、施設整備事業の実施に際しては、建設用地の取得の困難性をはじめ様々な課題があるため、未執行分が生じた場合には、年度間調整のほか、不用額としても計上できるよう柔軟な運用を可能とすること

(3) 高効率ごみ発電に対する交付金措置

高効率ごみ発電施設への交付金は平成 25 年度までの時限措置とされているが、東日本大震災以降電力確保の観点からも再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、その一端を担うごみ発電施設の整備は、確実に重要性を増している。

1) 新たな交付金

この観点から、平成 26 年度以降については、時限措置期間の延長、又は交付対象部分の拡大等に配慮した新たな交付メニューを策定すること

2) 高効率ごみ発電施設の維持・管理に係る財政支援

高効率ごみ発電施設は、高温・高圧での運転となるため、タービンや配管等の維持管理費用が莫大となる。売電価格については固定買取価格制度等が整備されているものの、維持管理費全てに充当することは困難と思われる。

については、高効率ごみ発電施設の維持・管理について財政措置を講じること

3) ごみ焼却熱供給事業

ごみ焼却熱の利用については、発電を行い、さらに熱供給を行えば、全体の熱利用率は高くなる。

については、ごみ焼却熱の利用をさらに効果的かつ総合的に行う観点から、ごみ焼却熱供給事業についても交付対象とすること

2. 交付金の交付率の引き上げについて

廃棄物処理施設整備には多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となっているが、循環型社会形成推進には欠かせない施設であるので、現行 1/3 の交付率を 1/2 とし、これを対象事業費全体に適用すること

3. 交付要件の緩和・交付対象事業の拡大について

(1) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の交付対象について

① 平成 22 年度から基幹的設備改良事業の交付対象は、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合であって、また交付対象となる設備・機器は二酸化炭素の排出削減に寄与するものみに限定されているが、既に二酸化炭素削減効果の高い焼却施設においては、二酸化炭素排出量を現状から大幅に削減することは困難であるため、交付要件を拡充し、延命化計画または長寿命化計画に基づき既存施設の改修を実施するものについては、二酸化炭素排出量の削減規定に係わず、交

付対象とすること

- ② 循環型社会形成において極めて重要な再資源化施設（リサイクル施設）・粗大ごみ処理施設の建築物・設備機器を有効に活用するための長寿命化計画診断及び診断に基づく改良工事について交付対象とすること
また、リサイクル率やリサイクル実績等により交付率を設定するようなことも検討すること

(2) 基幹改良事業に含まれない主要設備の補修・更新

廃棄物処理施設の中央監視制御装置など主要設備の補修・更新は、廃棄物処理施設の安定稼働には必要不可欠であり、多額の財政支出を要するため、交付金制度の対象とすること

(3) 廃棄物循環型処理施設基幹的施設の機能回復事業

基幹的施設の機能回復を計画的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながるため、現在沖縄県を除き対象となっていない全国の自治体を基幹的施設の機能回復事業の対象とすること

(4) 加熱脱塩素化処理設備の設置・更新事業

ばいじん中のダイオキシン類の削減効果が確認されている加熱脱塩素化処理設備を既存施設に設置する場合、またダイオキシン類削減対策工事により導入された設備を改造及び更新する場合についても交付対象とすること

(5) 施設周辺環境整備事業等

廃棄物処理施設の立地及び施設の整備に際しては、地元住民の理解が不可欠であり、施設の立地を円滑に促進する方策として、次の事業を交付対象とすること

- ① 余熱利用施設等施設周辺環境整備事業
- ② 廃棄物処理施設の管理棟を含む必要な全ての建屋部分及び外構（構内道路や緑地、門、囲障など）の整備
- ③ 単独で設置する普及啓発施設

(6) 耐震改修事業

現行の耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）により整備された廃棄物処理施設の耐震化に係る改修事業を対象とすること

(7) 交付対象範囲の拡充

廃棄物処理施設の整備には多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担になっている。

については、廃棄物処理施設の整備が円滑に推進できるように、処理施設と一体と考えるべき投入・搬入用重機などに関して交付対象とするよう対象範囲の拡充をすること

4. 廃止した焼却施設等の解体工事に係る財政支援について

循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されており、跡地以外に新施設を整備する場合や更地にする場合などは特別交付税により財政支援が行われている。

しかし、廃棄物処理施設の解体は、ダイオキシン類の飛散や作業員の暴露防止対策等に膨大な費用を要するため、財政的な問題から解体処理が進まない現状にある。

については、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など全ての廃棄物処理施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金の対象とするなど、地域の実情に立った新たな財政措置を講じること

5. 災害対応も念頭においた強靱な一般廃棄物処理システムの確保にむけた財政的な支援

平成 25 年 5 月 31 日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、震災、津波災害によって稼働不能となることのないよう施設の耐震化、地盤改良が求められている。また、災害廃棄物の処理も考慮した施設の強靱性を確保することが求められている。

具体的には、焼却施設や処分場排水処理施設などの津波被害を防止すること、既設焼却施設の主要設備に対する補修やバックアップ焼却工場の再稼働に向けた準備などにより強靱性を高めること、液状化による地中構造物（下水道管等）の被害を防止することなどが必要であるが、その施設整備に係る経費は膨大であり、市町村単独で行うには大きな負担となる。

については、これらの対策を震災対策として、強化が必要なものと位置付けることにより、現在の循環型社会形成推進交付金の対象拡充、もしくは震災対策のための新たな交付金制度を創設するなど財政的な支援を行うこと

6. 災害等廃棄物処理事業について

(1) 浄化槽の機能回復に必要な汚泥等の処理事業

災害等廃棄物処理事業費の補助対象事業は「生活環境上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業」とされている。汲取便槽と単独処理浄化槽はともに一般家庭におけるし尿処理のための設備であるが、運用の実態としては、汲取便槽に係るし尿収集のみが対象となっている。

については、同じくし尿が混入している浄化槽からの汚泥収集等経費についても補助対象とすること

(2) 災害廃棄物等の選別・仮置きヤードの整備事業

大規模災害の発生に伴う災害廃棄物等は、腐敗、飛散、流失等を防止するため、迅速かつ適正に処分することが求められている。処理能力を大きく上回る量の廃棄物が発生した場合は、適正に選別し、一時的にストックしておかなければならないが、ストックヤードを整備・確保している市町村は少ない。

については、災害廃棄物等の選別・仮置きヤードを整備に対して循環型社会形成推進交付金による財政的措置を講じること

7. 生ごみと下水汚泥の混合メタン発酵処理を行う施設整備の促進について

生ごみと下水汚泥を混合してメタン発酵させ、エネルギーを回収する施設を整備する場合に、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」と国土交通省所管の「新世代下水道支援事業制度」の双方を活用する先進事例がある。

こうした施設の整備は、循環型社会づくりやバイオマス活用推進基本法の趣旨にも沿うものであるので、その運用に当たっては、市区町村の使い勝手がよくなるよう積極的な支援、助成を行うこと

8. 灰溶融固化設備について

(1) 設備の運営に係る財政的な支援

灰溶融固化設備における焼却残渣の適正処理に要する経費は膨大であり、当該市区町村にとって大きな負担となっているので、設備の運営に係る財政的な支援を行うこと

(2) 財産処分承認基準の運用の緩和措置

補助金を受けて整備した灰溶融固化設備の財産処分承認基準の運用について、市町村ごとの実情や地域性を考慮し、条件の緩和措置を講じること

9. し尿処理施設整備について

し尿処理に係る施設については、汚泥再生処理センターでの有機性廃棄物の処理、リンの回収等が交付対象の要件となっているが、し尿処理施設から排出される脱水汚泥が農地等に還元利用されている状況にあることから、農業集落排水汚泥を併せて処理するし尿処理施設の整備についても交付対象とすること

10. 一般廃棄物最終処分場の維持管理及び廃止に対する財政的・技術的支援について

埋立が終了した一般廃棄物最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となることから、複数の最終処分場を管理する市町村にあっては、維持管理費用の増加、技術職員の確保が喫緊の課題となっており、維持管理に支障が生じることが懸念される状態となっている。

については、市町村が最終処分場を廃止するまでの間、継続して維持管理できるよう一般廃棄物最終処分場の維持管理及び廃止に対する財政的・技術的支援を行うこと

11. 財政支援制度について

近年、我が国の近隣諸国を始めとする地球規模での環境破壊が、取り沙汰されている中で、環境保全に関して先駆的に取り組んでいる施設に対しては、財政支援措置を検討すること

第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

1. 容器包装廃棄物の3Rの円滑な推進について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が、平成18年6月に改正され、リサイクルは進展したが、新たな見直しの時期を迎え、循環型社会の形成に向けて容器包装廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用への取組等について引続き要望する。

(1) 2Rの一層の推進

ごみの減量と環境負荷の低減には、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させることが重要であり、2R（発生抑制・再使用）を推進する仕組みを全国的に構築すること

- ① 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、デポジット制度を早期に導入すること
- ② 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造・販売業者によるリターナブル容器の生産、流通、使用、回収等を促進するシステムを構築すること
- ③ ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること
- ④ レジ袋の安易な配布を抑制するためには、レジ袋を有料化して、経済的インセンティブを働かせることが最も効果的である。一部のスーパーなどの努力はみられるが、小売店の自主性に任せていては、顧客の他店への流出を懸念して、有料化はなかなか進まない。
については、レジ袋配布について有料化を含む実効性のある仕組みを義務付ける等の制度の導入を図ること
- ⑤ ワンウェイ容器等の製造・販売や、過剰包装を抑制する法令を整備すること

(2) 関係者の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度においては市区町村への資金拠出制度により一定の改善が図られたが、依然として市区町村にとって負担感が重く、その費用は市区町村の財政を圧迫している。

については、生産から消費、廃棄の過程においてより潤滑に資源が循環するシステムを構築するために

- ① 市区町村と事業者の経費を含めた役割分担についての見直しを行うなど、市区町村に負担のかかる現在の制度を改め 市区町村に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築すること
- ② 容器包装廃棄物の発生抑制に向けて、事業者に対して、簡易包装化の推進を指導するとともに、収集運搬及び圧縮・梱包等の中間処理に係る経費について一定の負担を課すこと
- ③ 法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については市区

町村の負担ではなく事業者の負担とすること

- ④ 住民が分別排出しやすいよう、容器包装を製造する事業者に対し、分別及びリサイクルが容易な製品開発や消費者の分別排出に係るインセンティブ導入の義務付けなど、生産から消費、廃棄の過程において資源が一層容易に循環するシステムを構築すること

(3) 容器包装廃棄物への識別表示

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を推進するためには、市民の協力が不可欠であるが、現行の識別表示に対し市民（消費者）が確認しにくい旨の指摘が多数あるほか一部事業者が誤った識別表示をしていることから、市民（消費者）の分別・排出に支障をきたしている。容器包装廃棄物の再商品化促進のためには、適正な分別排出が不可欠であることから、市民（消費者）が明瞭に判断できる表示とすること

- ① 指定表示事業者へ適正な表示を徹底させるよう指導すること
- ② 表示義務の範囲を拡大すること
- ③ 識別マークについては表示箇所の統一やサイズを大きくすること

(4) 対象範囲の見直し

容器包装以外の製品など、容器包装と同一素材であっても使用者や用途により、法の対象外となるものが多数ある。これは、市民が分別排出するうえで、非常に分かりづらく不適物の混入にもつながるものである。

については、同一の素材であれば同一の再商品化ができるよう、対象範囲を消費者の観点から見直し、わかりやすい制度とすること

(5) プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの促進

1) 引取品質基準

平成 18 年 6 月に容器包装リサイクル法が形成され、法に定める基本方針において、自治体における分別収集の質の向上が明記された。こうした中で、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、「引取品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、引取基準が一律であるため、品質そのものを示す容器包装比率は高いにもかかわらず、評価項目間の配点、収集袋の破袋度などの評価基準の変更により、評価結果が低下し、自治体はその改善のための対応を強いられる結果となっている。

については、

- ① 各再商品化手法によって求められる品質は異なるはずであるため、現在は一律となっている「引取品質ガイドライン」及び「資金拠出制度に

おける容器包装廃棄物比率要件」について、各商品化手法ごとの基準を定めること

- ② 品質には直接の影響の少ない収集袋の破袋度や効率的な分別収集のために使用している自治体指定の収集袋の異物扱いなどの評価方法を見直すこと

2) 再商品化手法

現行の入札制度をさらに改善することで、実施市区町村が地域の処理力・実情に見合ったブロック制を含めた再商品化手法を選択できるようにすること

3) 取組状況の公表

特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う、容器包装を用いた量及び容器包装廃棄物の排出抑制を促進する取り組み状況の報告について公表すること

4) プラ製容器包装のガイドライン（具体的判断の目安）の見直し

CDを購入した際のプラ容器について、複数のCDが入っていたケースはプラ製容器包装になるが、個別ケースはプラ製容器包装対象外であったりし、住民にとっては分別が難しいケースがある。

については、プラ製容器包装のガイドライン（具体的判断の目安）の見直しを行うこと

5) 事務所や学校等から排出されるプラスチック製容器包装の取扱い

これらの廃棄物は、従業員若しくは職員や生徒の昼食等により日常生活の一環として排出されることが多く、家庭から排出されるものと質・量とも変わらない。そのため、これらを容器リサイクル法の対象とすることで、ごみの減量・再資源化を推進することができるうえ、最終処分場への埋め立て量の減量に資することができる。

については、事務所や学校等から排出されるプラスチック製容器包装についても、容リ法の対象とすること

(6) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物

1) 資源化品目の拡大

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装プラスチックと同一素材であっても指定法人ルート（容器包装リサイクル法の再商品化

ルート)に乗せられないため、焼却・埋立てなどの処理を行わざるを得ない状況となっている。

については、現在対象となっていないクリーニング袋などについて容器包装リサイクル法の見直しの中で、資源化が図られるように制度の見直しを行うこと

2) いわゆる製品プラの回収・リサイクル

容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチック製品については、市町村の負担において収集のうえ、処分又はリサイクルを行っている。更なる循環型社会を形成するためには、プラスチック製品について、市民にわかりやすい分別の促進と資源の有効利用を図ることが重要である。また、事業者の排出抑制等の更なる3Rを推進するためには、拡大生産者責任の考え方を踏まえた事業者中心のリサイクルシステムを構築する必要がある。

については、更なる循環型社会の形成のため、プラスチック製品の回収・リサイクルを事業者に義務付ける等、抜本的な制度見直しを行うこと

(7) プラスチック製容器包装における白色トレイの取扱いについて

プラスチック製容器包装における白色トレイは、収集を行う自治体の判断で、「発泡スチロール製食品トレイ」として分別収集を行うことも可能とされ再商品化がすすめられてきた。しかし、再商品化事業者による競争性がないことから、平成24年度の再商品化落札価格は急騰し、前年度の8倍以上となった。

については、白色トレイについて、プラスチック容器包装の一部として適切なコストで再商品化が行われるよう措置すること

2. 家電リサイクルの円滑な推進について

(1) 家電リサイクルの見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づく家電リサイクル制度のあり方について、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な検討をすることを要望する。

1) 廃家電製品の再商品化等費用の徴収方法の見直し

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手間も消費者にとって負担要因となっており、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題など

を助長する要因となっている。また、不法投棄が後を絶たず、回収した市町村の負担で処理せざるを得ない状態が続いている。

については、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、廃家電製品の不法投棄の防止をはじめ、適正処理及びリサイクルの一層の促進を図るため、販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）あるいは製品価格への上乗せ（内部化）に改めること

2) 不法投棄された廃家電製品の回収等

- ① 不法投棄された指定機器を市町村が回収し製造業者に引き渡す場合の対象機器の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置を講じること。または、製造業者等事業者による製品の無料回収や費用を負担する仕組みとすること
- ② 市区町村が実施する不法投棄対策に対しては一般財団法人家電製品協会によるメーカーの協力が行われているが、必ずしも市区町村にとって使い勝手のよいものとなっていない。
については、わかりやすい制度とするとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること
- ③ 不法投棄された対象機器について、メーカー等による自主回収ルートを構築すること
- ④ 家電製品の不法投棄防止対策にむけ、抜本的な法整備を講じること
- ⑤ 市町村のパトロール強化や監視カメラの設置等の、不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を充実すること

3) 対象品目の拡大

有用な資源を含む家電製品、大型及び重量のある家電（電子レンジ・電動マッサージチェア・オイルヒーター）など家電リサイクル法の対象外の廃家電を対象品目に追加指定すること

4) 製造業者等への指導

- ① 家電製品の長期使用を勧奨する故障品の修理対応体制の整備等の社会システムの構築や、環境負荷のより少ない製品づくりの推進、さらに、リサイクル法制度の積極的な広報の実施などについて製造業者等を指導すること
- ② リサイクル費用について更なる低減化を図るとともに、排出者の理解を得るため、料金の算出根拠の公表について更なる充実を図るように製造

業者を指導すること

5) リサイクル券の取扱い

消費者が対象機器を廃棄する機会は少なく、リサイクル券に馴染み難い状況にあり、記載事項の誤りが発生することがあるため、次の点について家電製品協会を指導すること

- ① リサイクル券の簡素化及び柔軟な機器の引取りを行うこと
- ② 訂正されたリサイクル券の柔軟な取扱いを行うこと

6) 引取場所数の拡大

指定引取場所のグループ別の廃止は実現したが、まだ引取場所数は不十分であるので、さらに指定引取場所数を増加すること

7) 引取り義務外品

現行制度上は、義務外品については、消費者自らメーカー指定の引き取り場所まで搬入することとなっており、市区町村が調整役として製造販売業者や処理業者等によるリサイクルルートを作ること及び住民への広報を行うこととなっている。

については、こうした義務外品についても、製造販売業者や処理業者等による円滑な取引が可能となるような仕組みを構築すること

(2) 家庭系パソコンの回収・資源化

家庭系パソコンについて、小型家電リサイクル制度を利用する場合を除き、パソコン3R推進センターを利用して排出する際に、製品ごとに製造等事業者へ申込をすることになるが、本体とモニターとで申込み先が異なる場合もあり、この場合排出者にとって申込手続きが煩雑となるため、体制整備を図る必要がある。

また、不法投棄された指定機器を市町村が回収し、製品事業者へ引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用は、市町村の重い負担となっている。

については、

- ① 製造等事業者が異なっている場合でも、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること
- ② 不法投棄された指定機器のリサイクル費用や収集運搬費用について、製造等事業者による費用負担とすること

(3) 使用済小型電子機器等のリサイクル

平成25年4月1日より使用済小型電子機器等の再資源化促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行されたが、実施に当たり、分別収集及び市民周知、再資源化の推進に取り組むための保管施設の整備等を含めた初期投資は自治体にとって非常に大きい負担と言わざるを得ない。

については、循環型社会形成の推進の観点から、国において財政的支援を講じること

- ① 市民の排出負担を軽減するため、排出方法などを簡素化することとともに、市民の費用負担についても十分配慮すること
- ② 自治体における回収コストに過度の負担が生じないように財政措置を講じるとともに、市町村が参加しやすい体制を整備すること

(4) 使用済み物品の適正な処理の確保について

特定廃家電について、無料回収や戸別収集する業者がおり、不法投棄や不正な輸出が懸念される。

違法な廃品回収業者における問題点については、平成22年10月21日付け「使用済み物品の適正な処理の確保について」及び平成24年3月19日付け「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、当該物品が専ら物である場合や廃棄物でない場合もある。

このような状況の中で、効果的・効率的に適正処理を確保するために、

- ① 国から地方公共団体への情報提供、事業者への適正処理の周知を徹底すること
- ② 所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施とそのため仕組みづくりを検討すること

3. 食品リサイクルの推進について

(1) 登録再生利用事業者制度

平成19年12月に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）の一部見直しを実施されたが、必ずしも使い勝手のよい制度設計とはなっていない。

については、広域処理を容易にするため、制度の一層の見直しを図ること

(2) 運搬車への識別表示の内容の統一と表示の義務化

広域的な収集運搬を行うものが増えている中で、適正な処理を確保し、

住民に不安を抱かせることなくごみの減量化とリサイクル意識の向上を図るため、運搬車への識別表示の内容の統一と表示の義務化を図ること

(3) 食品リサイクル法に基づく指導と廃棄物処理法に基づく指導の連携

1) 情報の交換・共有の促進

- ① 各農政局が保有している食品関連事業者に関する情報や食品循環資源の発生量・処理量等の情報と、都道府県・市町村が保有している廃棄物の量・質等の情報について、相互の交換・共有を促進すること
- ② 各農政局が行おうとしている食品関連事業者に対する指導の方向性などの情報と、都道府県・市町村が行おうとしている廃棄物減量等に関する指導の方向性などの情報について、相互の交換・共有を促進すること

2) 協調・協同した指導・啓発

各農政局と都道府県・市町村が、食品関連事業者への立入指導などについて、協調・協同して指導及び啓発を行うこと

4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成にむけて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重大である。

については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及と促進

ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者に係る製品の生産・流通の各段階における環境負荷を評価するLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及と促進を図ること

(2) 事業者責任の強化

循環型社会の形成に向けて、国では「環境基本法」をはじめ法整備を進めてきたところだが、課題が多い。

製品の生産者又は輸入業者らは、製品の流通に始まり、その製品が使用済みとなって、廃棄処理されるまでの一連のサイクルを通じ、環境への影響を最小とするための取組を行う責務がある。

一般廃棄物の処理については、市町村が処理費用を負担しているが、その一部について製品の生産者又は輸入業者らに負担を求めることで、廃棄物の発生の抑制効果を発揮させることができる。

については、廃棄物の減量化又は適正処理などに関して、拡大生産者責任のもと事業者に一定の責任を持たせるような制度を検討し、さらなる循環型社会形成推進に努めること

(3) 耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」の適正処理・リサイクルについて
耐久消費財を中心とした「粗大ごみ」については、メーカー・販売店等の責任で回収し、リサイクルや適正処理を行う仕組みを整備すること

(4) 古紙リサイクル

長期的に安定した古紙循環システムを構築するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担と費用負担の仕組みを構築すること

また、古紙リサイクルを円滑に進めるために、再生紙使用を促進する仕組みを構築すること

第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

平成6年3月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき4品目が指定されたが、スプリングマットレスのように未だに事業者による回収・処理システムが構築されていない品目がある。指定4品目以外にも市区町村においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

1. 法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられたが、事業者による有効な回収・処理の仕組みができたものは少ない。エアコンと同様に冷媒を使用している家庭用除湿器、家庭用冷水器には適正処理基準がなく適正処理に苦慮している。

については、

- ① 製造者・販売者である事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択等について、適切な措置を講ずること
- ② 製品の特性に応じたデポジット制の導入や指定品目の追加を図るとともに、事業者による回収・処理について義務付けること
- ③ 生産者による、製品の研究開発と合わせたリサイクル技術及び処理体制の確立及び製品の引取り等についての仕組みを検討すること

2. 追加指定について

スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、水銀含有製品等の爆発・危険性、有害性を有する製品や電動ベッド、マッサージチェア等の処理が困難である製品について、適正処理基準を策定するとともに、商品の製品化段階において廃棄物となった後のリサイクル・適正処理を反映させるため、適正処理困難廃棄物に追加指定すること

3. 処理ルートの構築について

多くの市町村で適正処理が困難となっている一般廃棄物（処理困難廃棄物）は、現行法上は市町村の責任で、委託や許可業者によって処理を行うこととなっている。

しかし、自らの管轄地域内に処理可能な業者がない場合があるため現実的な処理ルートを構築することにより適正な処理が行われる仕組みを構築すること

4. 廃スプリングマットレスの回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難廃棄物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況で、海外で製造された製品も増加している。

については、適正処理・リサイクルシステムを早急に整備するよう関係者を指導すること

5. 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について

近年、在宅医療の進展に伴って、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。自治体においては、特に注射針等鋭利なものについては、危険性及び感染性の観点から適正に処理することが困難となっているとともに、針刺し事故も生じている。

また、プラスチック製容器包装の識別マーク付の医療パックが存在するなど、分別する際の見分け方が難しく、混乱している状況である。

については、

- ① 鋭利な在宅医療廃棄物について、医療機関等による全国統一の回収・処理システムを早期に構築すること
- ② 処理方法や安全性に関する識別表示の統一、義務化を図ること

6. カセットボンベ・スプレー缶・使い捨てライターの適正処理について
廃棄物の収集運搬・処理過程において、カセットボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が多い。カセットボンベ・スプレー缶については、関係業界との合意により一定の方向が示されたが、なお残された課題もある。
については、安全確保の観点から、国においても早急に法整備も含め、適正処理基準を定めること
7. 石綿含有家庭用品の適正処理について
石綿含有家庭用品については、日常生活の中で経年劣化・破損等によりアスベストが飛散する可能性がある。特に廃棄物として破砕処理する場合に飛散するなど、適正処理が困難である。
については、製造業者に対して自主回収、適正処理の指導を行うこと
8. 水銀廃棄物の適正処理の推進について
本年10月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択される予定であり、条文案には水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壌等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定されている。
 - 1) 廃棄物処理法等において、水銀廃棄物の回収規定がなく、各自治体の判断にゆだねられている状況にある。
については、国においては、条約発効までに必要な法整備を行うこと
 - 2) 有害物質である水銀を含む蛍光管について、自治体によっては、独自に蛍光管の回収・リサイクル事業を実施しているが、回収・処理にかかる経費は全て自治体の負担となっている。
については、販売店・製造事業者等による自主回収・処理（リサイクル）体制を早期に確立すること
9. 廃石膏ボードのリサイクルルートの整備について
住宅の解体等による廃石膏ボードの発生量が増えている一方、事業者からは受入れ先が少ないとの話を聞く。
については、事業者が廃石膏ボードを処理するためのリサイクルルートの整備を行うこと
10. 事業所から排出される紙おむつ等について
一般廃棄物として焼却処理を行っているが、紙おむつをジェル状に加工したもの及びてんぷら油を固めて捨てるものは、焼却すると燃えずに溶け

て、焼却炉に悪影響を及ぼしている。

については、適正処理ができるよう対応策を講じること

1 1. 一般廃棄物となる建材等について

従来、業者のみが取り扱っていた建材や住宅設備について、一般市民でも容易に手に入るようになってきている。しかし、これらが業者を介さずに廃棄物となった場合は、一般廃棄物として取り扱われるため、市町村が処理責任を負うこととなるが、物の性状や量の面から処理が困難となっている。

については、一般廃棄物となる建材や住宅設備等についてこれらを製造若しくは販売する事業者が回収及び処理する体制を構築すること

1 2. 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について

農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、自治体において対応に苦慮している状況である。

については、関係事業者等（販売店を含む）による回収から処理までのルートを確立できるよう、指導、支援を図ること

第 4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の市区町村のみの努力では解決が困難な事項が多くある。については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 溶融スラグの利用促進について

(1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策

溶融スラグの有効利用はリサイクルの面から必要であると考えられるが、利用できるのはそれを生成した当該市町村が発注した公共工事等に限られており、利用を促進するためには、市場の確保が必要不可欠である。

については、

① 溶融スラグをグリーン調達品目に加えること

② 各省庁が十分な連携のもと、国の公共工事に自治体が生成した溶融スラグを率先して買い上げ、活用する計画を策定するなど、積極的な

利用促進を図ること

- ③ スラグ流通の基盤となる広域的ストックヤードの整備等、循環型社会形成推進の構築に向けた環境整備を行うこと

(2) 掘り返した熔融スラグの取扱い

熔融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋め戻し材等に利用し、後に掘り返して廃棄する場合、熔融スラグが混入した残土について環境省は「建設発生土に該当しない」としている。

しかし、掘り出したスラグを産業廃棄物として処理しなければならないというリスクは大きく、埋め戻し材としての利用促進の障害となっている。

また、品質において有害物質の溶出量は一般的な建設発生土と変わらないこと及びこれまで全国で利用されている量は多く、それらを処分することとなると、最終処分場の延命化等に逆行することとなる。

については、基準を満たす熔融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること

(3) 熔融副産物

一般廃棄物の熔融固化物については、再生利用の観点から、スラグはJIS化されたところであるが、熔融飛灰、炉床メタル等についても利用価値が十分にあると考えられる。

については、利用価値の調査・検討を行い、再生資源として取り扱うこと

(4) 熔融スラグの再生利用

「一般廃棄物の熔融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」（平成21年10月2日環境省通知）により、熔融固化物の用途として、地中空間の充てん材が追加された。しかしこの利用については、多くの条件が課せられており、JIS規格相当の安全な利用を阻害している。また、地中区間の充てんと埋め戻しとの区分け（定義付け）が明確にされていないため、地下構造物の空間及び撤去空間跡等がいずれの利用になるのか判断が難しい。

については、円滑な利用を進めるため、地中空間充てんの利用条件を緩和すること。また、地中区間の充てんと埋め戻しとの区分け（定義付け）を行うこと

2. ガラス性廃棄物（食器、鏡等）のリサイクルについて

食器、鏡、家具付属ガラス等のガラス性廃棄物の処理については、リサ

イクルシステムが構築されていないが、建設廃材等と比較すると付着物が少なく良質な資源物である。

については、

- ① 土木・建築資材として再商品化は可能なものの、用途が限定されており市場規模が小さいことから、ガラス性廃棄物の広域リサイクルシステムを構築すること
- ② 土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図るとともに、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行い処分する場合であっても、廃棄物ではなく建設発生土として取扱うこと

3. 一般廃棄物処理業の優良事業者制度について

一般廃棄物処理業についても産業廃棄物処理業に適用されている優良事業者制度を導入すること

4. 一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理について

一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理については、混合禁止を指導する自治体と指導しない自治体とに分かれる。先に環境省に照会したところ、「混合処理については法の禁じるものではない」「同様の性状を有しない場合であっても、一つの施設において同様の処理を行うことが可能であるものについては、混合して処分して差支えない」との回答を受けた。

一般廃棄物の処理責任を有する市町村においては、混合処理後の一般廃棄物の最終処分までの責任をどのように負うこととなるのか等疑義がある。

については、国において現状を把握したうえで、明確な指導の根拠を明らかにすること

5. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、廃棄物処理法施行令第4条第5号の委託料のあり方に関して、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件に加え『委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。』」の判断が明確になっていない。

については、「委託料が受託義務を遂行するに足りる額であること。」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準を示すこと

6. 一般廃棄物の再生処理に関する通知等の事務手続きについて

一般廃棄物を他の市町村において再生処理する場合、事業者ごとに通知

等の事務手続きが必要となるが、自動車用のタイヤの場合は事業者数が多く、その手続きが負担となっている。

については、廃棄物処理法施行令第 4 条の規定による通知等の事務手続きを簡略にすること

7. 手数料徴収事務の円滑な推進について

廃棄物の収集運搬事務を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第 4 条第 6 号の規定に抵触するおそれがある。

また、収集事務に直接従事する者に手数料徴収業務に従事する者が同行し、それぞれの業務を同時に行うことも禁じられている。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、手数料の確実かつ効率的な徴収の面で、受益者負担の公平性に問題が生じている。

については、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと

8. 安定型産業廃棄物の最終処分場について

安定型産業廃棄物の最終処分場について、その安全性について市民の理解を得つつ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設となるよう、「安定型 5 品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」とした中央環境審議会の意見具申（「廃棄物処理制度の見直しの方角性」平成 22 年 1 月 25 日）に沿って、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講じること

9. 産業廃棄物処理施設の集中について

一市域内において、産業廃棄物最終処分場がこれまでに埋立てが終了したものも含めて 120 以上設置されており、さらに大規模な処分場を含む 8 つの建設計画がある。また、中間処理施設についても 29 か所が稼働しているなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中している。

このようなことは、住民の生活・生産環境の保全及び市の将来像の実現に重大な影響を及ぼすことから、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量について検討するなど、対策を講じること

10. 不法投棄された産業廃棄物の回収に係る財政支援について

市町村の不法投棄対策の実施に際しては、小規模の産業廃棄物にあっては、排出事業者ではなく、市町村で回収することが不可避であることは周知の事実である。「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」は延長の措置がとられたが、内容が十分でないことから、当該市町村の実情に応じた財政支援を行うこと

11. 外部の民間事業者等への焼却灰の委託処理について

民間委託先における残渣処理（焼却灰及び飛灰）の資源化に関してはセメント原料化や焼成、熔融固化する処理ルートも確立されつつあり、残渣のリサイクル率向上に貢献しているとともに、枯渇性天然資源の消費抑制や二酸化炭素の排出抑制、最終処分場の延命化という点からも循環型社会の形成に大きく貢献していることから、地域の実情に応じて焼却灰を外部の民間事業者等へ委託処理することについて、国の財政的な支援を講じること

12. 再生可能エネルギー法について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）に基く調達価格及び調達期間が告示されたところであるが、調達区分のバイオマスにおける固形燃料燃焼（一般廃棄物）に関し下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

（1）調達期間

近年の一般廃棄物処理施設は、施設の長寿命化が図られており、発電施設についても30年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても、施設の長寿命化を進めている。

については、調達期間を30年に延長すること

（2）調達価格

このたびの告示により17円/kWhが示されたところであるが、調達価格は施設規模により異なっており、処理量が600トン/日以上の大規模施設では17円/kWh程度であるが、中・小規模施設ではコスト的に合わず発電設備導入が進んでいない。

については、バイオマスにおける固形燃料燃焼（一般廃棄物）に関し、施設規模に応じて3段階に分けた調達価格を設定すること

（3）法による新設設備の認定

一般廃棄物処理施設の、発電効率向上やCO₂削減に関する、基幹的設備

改良（大規模改修）工事を行った設備については、FIT法による新設設備と同等の扱いとすること

（４）移行申請期間

平成24年7月にFIT法が施行され、この時点で、既に稼働を開始している施設のFIT法への移行については、同年11月1日で締め切られた。については、再生可能エネルギーの供給量を拡大させるためFIT法施行以前に稼働している設備について、今後もFIT法移行への認定を行うこと

1.3. RPS法廃止に伴う経過措置について

平成24年7月1日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法」によりRPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）は廃止されたが、経過措置として「当分の間なおその効力を有する」と明記されている。

RPS法により、一般廃棄物発電事業はバイオマス発電として新エネルギーの買い取り対象とされ、電気事業者等に課せられた買取義務は再生可能エネルギーを供給することに貢献することとなった。

また、各自治体は財政状況の厳しい中であって、売電・新エネルギー等電気相当量による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営している。

については、RPS法の効力について、できるだけ長期間に亘って保持するとともに、新エネルギー相当量の価値が下がることのないような適切な措置を講ずること

1.4. し尿と下水道との共同処理について

収集するし尿及び浄化槽汚泥の量は年々減少傾向にあるが、下水道整備が普及したとしても完全にはなくなることはない。

（１）老朽化したし尿処理施設を延命化し処理している自治体も多く見受けられるが、当該施設の処理能力を大きく下回ったし尿及び浄化槽汚泥の処理は、下水処理施設へ投入することで効率的処理が図られる。

については、下水処理施設への投入を容易なものとし、安定処理が可能となるよう、法制度を含めた体制を整備すること

（２）全国の市町村においては、し尿等を処理している衛生施設の老朽化による問題が顕著な状況にある。

し尿の処理については、公共下水との汚泥共同処理を推進するMICS事業による国庫支援措置が講じられているが、共同処理のために整備する

ことが必要となるし尿等の前処理施設及び下水処理施設の改良事業に対しては、支援の対象となっていない。

については、既存の下水処理施設を効率的に活用することで、し尿等と下水を二元的に処理することに比べて地球温暖化防止の効果等も期待できることを考慮の上、国庫支援措置の対象に拡充すること及び法制度を含めた体制を整備すること

1 5. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

国においては、市町村への支援のための様々な施策を展開している。

については、市区町村の職員を啓発するため研修会を実施すること

1 6. 国による広域的な最終処分場の確保について

ごみの安定処理のためには、安定して搬出できる最終処分場が必要不可欠であるが、その新たな確保は容易でなく、また、開設済みの最終処分場の残余年数も限られている。

については、国による広域的な最終処分場を確保すること

1 7. 業者一覧の作成について

民間業者の有効な活用促進等につなげるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 9 における「一般廃棄物の広域的処理に係る特例」において認定されている「認定を受けた者及びその委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者」及び「一般廃棄物及び産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者」の氏名または名称等の各都道府県別かつ廃棄物の種類ごとの業者一覧を作成すること

1 8. 廃棄物処理施設積算基準等について

廃棄物処理施設の品質確認・履行確認には相当の労力を要することと想定され、そのために適正価格での発注・適正な仕様が不可欠である。現在、設計にあたっては廃棄物処理施設積算基準（歩掛り）がなく、また循環型社会形成推進交付金取扱要領においては間接工事費のみが定められていることから、

- ① 多業種に跨る廃棄物処理施設においては運用に苦慮しており、積算基準を作成すること
- ② 設計・検討業務についても、標準歩掛りを策定すること

19. 熱回収の状況についてのデータ等の公表について

環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、国民に「循環型社会の形成の推進」をさらにアピールするためにも、熱回収の状況についてデータを明らかにすること

20. 漂流・漂着・海底ごみについて

海岸等に漂流・漂着・海底に堆積する大量のごみが、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼしている。また、発生源が明らかに海外と思われる廃棄物が日本海側に大量に漂着し、住民に対する危険性を回避するためのパトロールや市民周知、漂着物の回収等に多くの要員や費用が必要となるなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。当該漂着物には有害な内容物が含まれているものなどがあり、市町村の処理施設では処理できない場合は、市町村が単独経費で専門業者に委託しなければならない。

については、

- ① 地方自治体への特段の財政支援制度を設立すること
- ② 発生源が明らかに海外と思われる廃棄物も漂着していることから、問題解決に向けた国際協力の推進に努めること
- ③ 離島における漂着ごみの回収やその処理への対応策を講じること

21. バイオディーゼル燃料（BDF）の使用に係る軽油引取税の優遇措置について

BDFについては、平成19年3月にBDF混合軽油の規格が公布された。

については、今後さらなるBDF混合軽油の導入を促進するため、規格に適合したBDF混合軽油を自動車燃料として使用する場合の税制上の減免措置を講じること

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望 (東日本大震災関連)

22. 最終処分場における埋立方法について

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき作成された「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン（第1版）」における最終処分場の覆土処理については、多

額の経費が必要となる。

については、最終処分場における埋立てを円滑に推進するため、特定一般廃棄物であっても放射能汚染レベルの低い焼却灰の処理については、通常の埋立方法によることができるよう、特定一般廃棄物の処理基準を緩和すること

2.3. 指定廃棄物の処理について

放射性物質汚染対策特措法では、8,000Bq/Kg を超える放射性物質を含む焼却灰は、平成 24 年 1 月 1 日の施行日以降、特措法第 17 条第 1 項による指定及び指定された焼却灰の市町村からの引渡しを国等が受けることになっている。

また、「指定廃棄物の処理に向けた基本的な考え方」（平成 24 年 1 月 20 日通知）では、市町村が自ら廃棄物処理施設を有する場合は、国が行う指定廃棄物の処分に協力することとしているが、指定廃棄物をセメント固化して埋立てることから、通常より 3 倍程度の容量となり、今後も引き続き焼却灰が 8,000Bq/Kg を超える場合、通常と比べて 2 倍の埋立量となるので、処分場の残容量が予定の 1/2 程度となることが予想される。

今後、最終処分場用地の確保はますます厳しい状況となることから

- ① 指定された 8,000Bq/Kg を超える放射性物質を含む焼却灰の市町村からの引渡しを国等が直ちに受けること
- ② 既存の処分場を活用する場合であっても、新たな最終処分場を国が責任をもって早急に建設すること
- ③ 指定廃棄物の処理を安易に市町村へ委託することなく、法に基き国が主体的に取り組むこと
- ④ 放射性物質を含む焼却灰の保管及び処分に係る市町村の費用負担が生じないように国において措置すること

2.4. 汚染レベルの低い一般廃棄物の中間貯蔵施設への受入について

し尿処理施設から発生した脱水ケーキは、東京電力原子力発電所事故により拡散した放射性物質が検出されているため、再利用（肥料として農地還元）や最終処分場への埋立てが進まない状況にある。

については、汚染レベルの低い一般廃棄物についても、今後国において設置する中間貯蔵施設へ受入れること

2.5. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について

平成 24 年 1 月 1 日に放射性物質汚染対策特措法が施行され、廃棄物等の処理及び除染について具体的な方針が示されたところであるが、具体的な事務の処理を行う市町村では、国が定めた基準以下の廃棄物であっても、草木、剪定枝、草木をリサイクルしたチップや側溝汚泥、廃棄物焼却施設の焼却灰など、その処理には多くの問題を抱えている。

については、放射性物質による汚染は、既に 1 自治体の能力では対応できる範囲を超えているので、国による具体的かつ総合的な対策を要望する。

2 6. 東京電力原子力発電所事故に係る賠償について

各市区町村では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による人の健康や生活環境への影響等を調べるために、放射性物質検査を実施している。

また、し尿汚泥処理施設では、汚泥が放射性物質で汚染されたため、汚泥の溶融化や焼却処理ができなくなり、測定を行いながら民間業者へ処理を委託している現状にあり、各市区町村の経費は多額に上っている。

東京電力からは、賠償責任について、今後賠償対象範囲や手続き方法等について検討していくとのことで、具体的な期日等の回答が示されないまま現在に至っている。

については、当該事故に対する賠償手続きを行うため、国は直ちに賠償や補償の求めに応じられる体制を整えるよう、東京電力株式会社に対し指導すること

2 7. 事故由来放射性物質のモニタリングに係る財政措置について

放射性物質汚染対処特措法第 16 条による焼却灰等の廃棄物の放射能濃度の調査義務には、同条第 1 項により免除が規定されている。

しかし、他自治体の処分施設へ焼却灰を搬入するに際しては、今回の原発事故に由来して締結された特別協定により、モニタリングを継続しなければならない。

については、「特措法第 16 条に基づかないが、今回の原発事故に由来する一般廃棄物焼却施設におけるモニタリング」の費用に関する財政措置を講じること

2 8. 放射性物質を含む資源物（金属類等）の引き取りについて

福島県内の資源買い取り業者（金属類等）が独自の放射線量基準（ 0.3μ シーベルト～ 0.5μ シーベルト）を設け、それを上回る場合は引き取りを拒否するようになってきているため、今後長年にわたりこのような状況が継

続することとなると、置き場の確保等の問題もあり、資源物の処理が困難になる。

については、資源の処理が円滑に進むよう、資源業界へ働きかけること

29. 災害廃棄物の不燃物に係る処理について

岩手県は、県内市町村等に対し災害廃棄物の不燃物の受入要請を行っている状況であるが、県内市町村等では、最終処分場の埋め立て容量が逼迫している上、受入に当たっては、埋立地の放流水水質の地元との協定値を遵守するほか、水質汚濁法で定められた排水基準等の安全基準について、地元住民に示し、新たな合意を形成する必要がある。

については、可燃物処理と同様に、国が中心となって不燃物の処理計画を作成する等、統一的に安全性を示すこと

30. 農林業系副産物（牧草、稲わら、ほだ木等）に係る処理体制について

岩手県は、県内市町村に対して、放射性物質の影響を受けた農林業系副産物（牧草、稲わら、ほだ木等）について、焼却処理の要請を行っているが、これらは本来一般廃棄物として処理していなかったものである。

については、

- ① 農林業系副産物（牧草、稲わら、ほだ木等）について、災害廃棄物と同様に、国・県・市町村が共同で処理を行う体制を構築すること
- ② 国が、焼却処理に係る先行市町村の十分なデータを提供するとともに、環境上最適で効果的な処理方法や集積保管、埋却処分の安全性について十分な検証を行い、その結果を示すこと

31. ごみ処理の広域化について

(1) 広域化目標年度の延長

東日本大震災で被災した県においては、震災による災害廃棄物を当該市町村の区域内で処理している現状があり、当該市町村にとって大きな負担となっている。

については、広域化の目標年度の延長について容認すること

(2) ごみ処理の広域化の方針の見直し

東日本大震災において、複数の施設を持つことで災害時のリスク分散が図られ、柔軟な対応ができたことや、岩手県では広大な面積と構成団体を数多く抱えるブロックもある。

については、市町村ごとの実情や地域性を考慮し、広域化における施設集約方針を見直すこと

3 2. 焼却灰の処理費用の損害賠償について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、増加した廃棄物処理事業における損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「原子力損害の範囲の判定等に関する指針」を踏まえ、「賠償の具体的な算定基準」を策定し、賠償することとされている。

については、

(1) 賠償の具体的な算定基準

平成24年分の「賠償の具体的な算定基準」について、速やかに示すこと

(2) 損害賠償の対象とする範囲

損害賠償の対象とする範囲については、特措法で示された自治体と政府支持等により示された自治体を区別することなく、処理にかかる費用が事故以前の水準と比べ増加した分について、東京電力が全額補償するための施策を講じること。または、国の責任において、補てんすること